

令和3年神奈川県議会第3回定例会 防災警察常任委員会

令和3年9月30日

佐々木(正)委員

先ほどの先行会派の皆様の御質問でも、マスク飲食実施店認証制度について、政策局とくらし安全防災局で分けてはいけないと、一緒になって行っていくというような御答弁だったので、その辺りも安心して質問させていただきたいと思っています。

きのうも、7月にマスク飲食実施店に申請したけれどもまだ認証されないと、10月から緊急事態宣言が解除されるのに大丈夫かというような御指摘が、現場のお店からありました。たまたまそのお店は、きのう、午前中にその話があつて、午後から確認に来たということで、胸をなで下ろしたわけですが、7月に申請したところが、いまだに認証されていないところが、実際あるわけですね。ホームページにも載っていますが、今、相当な数の申請がされているという中で、鋭意、随時、なるべく早くと言っても、認証されたところは21時まで、申請中というところは20時までと、営業時間の1時間の差があるわけですよね。

今までいろいろな協力金など、私も様々携わってきて、いろいろとアドバイスしながら申請していた人たちも、認証書は来ていないけれども申請中という貼り紙を貼っていると言っていました。申請中のところと認証店と、時間差がありますよね。これを分けること自体が駄目なのではないですかね。明日から、申請したところを順番に認証していっても、タイムラグがありますよね。明日申請して、あさって認証されれば、あさってから21時まで営業できる。認証に1週間かかったところは、1週間の間は20時までしか営業できないということになるから、非常に差が出てしまうと思うのですね。国の対処方針が急に変わってしまったからしようがないということでは済まない話で、現場は今まで申請して認証されない間は、申請中と貼りながら行ってきたわけですから、私自身は、マスク飲食実施店の認証ありきの神奈川県の方針というのは、非常に疑問があるのですよね。感染症対策をしっかり行っているところは、別にマスク飲食実施店の認証を取っていなくても、お客様のために、お店のために、一生懸命感染防止対策をしています。マスク飲食をしようがしまいが、一生懸命取り組んでいるところはあるわけですね。

言い方は失礼ですが、そういうような申請をすれば協力金が出るということなので、駆け込み需要になっているわけで、10月24日までの期間が終わって、協力金も出なくなれば、マスク飲食実施店に駆け込みで申請する人も少なくなるのではないかかなと思っているのですね。

ですから、マスク飲食実施店に申請すればそれでいいということではないと私は思う。マスク飲食実施店になったという認証をもらえば、それでいいというわけではなくて、そういうお店でさえ、何回も言っていますが、感染者が絶対出ないとは限らない。マスク飲食実施店の認証を取っていなくたって、感染症対策しっかり行って、そして、お客様を感染させないで頑張っているところもあります。申請ありきとか、そういうことではなくて、くらし安全防災局

がしなくてはならないのは、全てのところが感染防止対策をしっかりとできるように、見回りを年度末まで行うということが重要だと思います。たくさん人がいないとそれは大変ですよね。申請していないところを申請させるという仕事ではないと私は思いますよ。

全ての人たちが、飲食店が、マスク飲食実施店を含めて、感染防止対策をしっかりとできるようにしていくには、たくさん人が要りますよね。減らしていくということはおかしいのではないかなど私は思います。まず、この時間に差をつけるということは、どうなのかなと思うのですが、見解をお伺いしたいと思います。また、見回る人たちを減らしていくということには疑問があります。マスク飲食実施店の認証を取るために見回るというのが仕事ではないと思います。第6波が来るといっているから、決められた契約の中で、3月末まで人数も増やしていくかなくてはならないのではないかですか。その2点、お伺いします。

危機管理防災課長

まず、1つ目の時間差の話ですが、マスク飲食実施店認証店と申請中の店舗について、申請中の店舗が、国の基本的対処方針でいう認証店か非認証店か、県から国に確認したところ、これは非認証店であって、認証店とは認めないとということでした。そうすると、国の対処方針に基づくと、20時までの要請となり、酒類の提供は可能ではありますので、認証店と申請中の店舗はどうしても分けざるを得ないという状況になります。そこが差となったという形になっています。

もう1つ、感染防止対策の基本4項目の確認ですが、年度末まで契約期間があります。宣言解除後こそ、休業を明ける店舗がかなり増えてくるのではないかと考えています。そうすると、訪問しなければいけない店舗がかなり増えてきますので、そこで、きちんと年度末にかけて、県内全ての飲食店の感染防止対策の状況を確認するというところを果たしていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

ということは、訪問事業は縮小せずにきちんと拡大するか、ずっと行ってきた今の体制を整え、人数もそのまま継続していくということでよろしいですね。

危機管理防災課長

感染防止対策の基本4項目は、5月は150人以上の体制で、非常にマンパワー一かけて急いで回りましたが、残りの店舗は、休業が明けたところを見ていくというような形になっていきます。そうしますと、マスク飲食実施店の認証という話が過ぎて、完全に解除されれば、休業明けの店舗が一番増えてくると思いますので、体制も増やしたり減らしたりしていますが、契約期間内にしっかりと回れるように対応したいと考えています。

佐々木(正)委員

質問の趣旨と違うのではないかと思います。要するに、マスク飲食実施店認証制度に申請していなくても、感染症対策基本4項目をきちんと取り組んでいるところもあるのだから、全てのところにアプローチしなくてはいけないのでないですか。認証を取っていないところにアプローチするという考え方は、少しおかしい気がします。最初に言ったように、マスク飲食実施店認証店というのは、感染者が出ないのでですか。そういうところだって感染者が出る可能性

だってあるでしょう。だから、全てのところで感染防止対策を行っているか確認はしていかなくてはならないのではないかということを申し上げたいのです。見回りの人数を縮小して、残りのところだけ行うという話ではないのではないかということを、言いたかったのですが。

防災部長

訪問事業等の体制の問題ですが、今回、マスク飲食実施店の認証については、政策局のほうで、審査体制の強化ということで、補正予算も計上させていただいている。今、私どもが行っている訪問事業の委託事業者と仮に同じということになった場合には、そういうものを連携させながら行っていくということで、私どもの感染対策の見回りを縮小するというよりも、そこをまさに連携して行っていく、引き続き見回りをしていくという部分は変わりなく行っていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

先ほど国の対処方針に基づき非認証店については差をつけるという話がありましたが、冒頭申し上げたとおり、あした申請して、すぐその場で認証ができるわけではないですよね。本来は、訪問してその場で認証するべきですよ。時間差があるではないですか。さっき言ったように、7月に申請して、昨日やつと認証の人がきたという店舗もあるわけなので、その辺りの差がついてしまいます。申請した段階で、21時まで認めてあげるべきだと思います。20時と21時の差、1時間営業すると全然違うわけですよね。だから、認証店と非認証店で1時間差をつけています。ただし、申請していても、すぐに、直ちに認証されない。7月中に申請して、今でもまだ認証されていないという人たちがいたということで、速やかに認証するといったって、すごく信頼できないですね。速やかに行うなんて答えは、非常にアバウトな話です。認証制度に申請中の店舗も、同じように21時まで営業できるようにすべきではないかと思います。国の対処方針に書いてあるからではなく、実態として言っているのですよ。実態として、すぐに申請したものが確認されて、すぐに認証店に移行できるのかどうか。非常にタイムラグがありますよね。だから、本当は、申請中の店舗も21時まで営業できるようにした方がいいのではないかね。

千葉県は、すごく極端で、全面解除といいますか、好きなように、時間もお酒も自由だから、協力金も出しませんというような態度です。認証制度というのは国の対処方針で決めたようですが、なかなか一律に、横並びではなくて、それぞれ他県も特徴がある中で、神奈川県は国の対処方針にのっとって、字面でそういうふうにしたという感じしかしなくて、現場の人たちのために本当にになっているのかどうか、矛盾が生じないか、差が生じないか、そういうところについて、最後にお答えいただけないですか。

くらし安全防災局長

今回、国の対処方針では、いわゆる認証店については夜9時まで、非認証店については8時までという明確な方針を出しています。法定受託事務ですので、ほとんどの県がそれに倣っている、1都3県もそれに倣っています。

先ほど課長が答弁したとおり、申請中というのは認証されていませんので、非認証店になります。したがって、申請中というのは8時が原則になります。

また、1都3県では、大きく認証店と非認証店に分けまして、認証店は9時までの営業、8時までの酒提供、非認証店については、8時までの営業、酒については停止と、大きくそういう方向性で合致していました。ところが、本県には、マスク飲食実施店認証店申請中というお店があります。このカテゴリーをどうするか府内で議論したときに、やはり申請されているという事業者の立場に寄り添って、お酒の提供は認めるべきと考えて、1都3県では非認証店は酒類の提供停止という中で、申請中の店舗についても19時半までの酒の提供を認めたといいましょうか、酒の提供を許容したということで、あくまでも国の対処方針に関せず、事業者の立場に寄り添った対応をしていると考えています。

佐々木(正)委員

寄り添った立場だったら、申請中の店舗も21時としたほうが、私はいいと思いますよ。いつ認証されるかは時間の問題というか、2週間かかるとおっしゃっていましたからね。申請中の段階で21時までの営業を認めてあげると、私はスムーズなのではないかなと、寄り添った形ではないかなと思います。その差をつけなくてはならないということが、国の対処方針にのっとって行っているという言い方をすれば、それはそうだと思うが、寄り添ったということを言うのであれば、21時まで認めてあげたほうがよかつたのではないかと私は思います。